

令和2年度 第5回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和2年11月25日（水）午後1時30分～2時43分
場 所 犬山市役所 3階301会議室
出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、
木村委員、吉田委員、原 委員、
玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員、
宮本委員
欠席者 桑原委員
事務局 吉野健康福祉部長、河合保険年金課長、
舟橋保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査

◆議事

（ 開 会 ）

河合課長

皆さんこんにちは。月日が経つのも早いもので、前回の会合からもうすっかり寒くなってまいりまして、日の落ちるのも早くて寂しいなあという感じになりました。今日は小春日和で暖かいとはいえ、師走迫る中、お忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。ただいまから第5回犬山市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。慣例に従いまして、会長からごあいさつさせていただきます。

久世会長

皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は税率改定の議論をしたいということで、概ね2時間以内ということで議論をさせていただきたいと思います。できれば答申までできればいいかなというところですがしっかり議論して決定していきたいなと思っておりますので、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

河合課長

はい。ありがとうございました。配布資料の確認でございます。今回、仮算定の県の会議が遅れましたので、資料の1、2は、本日皆様のお手元にお配りしています。残りの資料3から7までが、事前に皆様に送付しておりますが、お忘れの方とかいらっしゃいましたら、おっしゃってください。

本日の出席者の報告ですけれども、桑原委員さんが医師会の関係でご欠席との連絡をいただいております。1名欠席で12名今日は出席ということで、協議会規則第5条の会議の成立要件を満たしていることを報告させていただきます。それでは早速、会議を進めますが、会議の進行は同じく規則第3条より会長にお願いしたいと思います。

久世会長

では、議事に入る前に本日の議事録署名人を私から指名させていただきます。被保険者代表の舟橋委員さん、保険医薬剤師代表の原委員さんお願ひします。はい。議題に入りたいと思いますが、まず議題1として、愛知県が発表した仮算定の金額について、資料1、2をもとに、事務局からの説明を求めたいと思います。

舟橋課長補佐

それでは資料1をご覧ください。先週金曜日に県から示された仮算定の数字を基に作成したものになります。表中央の「本年度（R3用）仮算定結果」は県から示されたそのままの数字です。今年はコロナの影響で推計が極めて難しいとのこ

とで一部前年度数値をそのまま使って算出している部分もあるとのこと。①県全体の保険給付費必要額推計は2,477億4,048万6,525円で、②③の加減算するものを加減算し、④昨年度納付金の剰余金52億3,190万8千円を除きますと⑤県全体の必要額は1,325億4,961万5,593円となります。今回県は剰余金をコロナ対応のため当初平成30年度の3分の1の予定でしたが3分の2を投入することになりました。また令和元年度の剰余金についても3分の2を投入としています。そのため④昨年度以前の剰余金充当額は52億3,190万8千円となっています。

⑤県全体の必要額を各市町村に被保険者数や所得水準により割り振ると、犬山市の⑥医療給付費分の納付基礎額は13億1,508万180円、⑫後期支援金分の納付金基礎額は4億2,678万5,181円、⑮介護納付金分の納付金基礎額は1億5,696万980円となります。医療給付費分についてはこの基礎額⑥から⑦審査支払手数料等を加算し⑨国や県からの交付金を減算すると⑩医療分の納付金額は12億7,436万9,099円となります。次に後期支援金分は⑫の納付金基礎額が4億2,678万5,181円で⑬の精算金はないのでそのまま⑭4億2,678万5,181円が納付金額となります。次に介護納付金分は⑮納付金基礎額は1億5,696万980円で⑯の精算額⑰の国・県による激変緩和の減算はありませんので⑱納付金額はそのまま1億5,696万980円となります。⑩医療給付費分の納付金額と⑭後期支援金分の納付金額と⑱介護納付金分の納付金額を合わせまして、犬山市の県への納付金額は18億5,811万5,260円となります。これを⑳県の推計する来年度の被保険者数1万4,317人で割りますと㉑1人あたりの納付金負担額は12万9,784円となります。

続きまして右隣の欄は昨年度玉置委員発案による「仮算定結果に剰余金を昨年度分差し引き、今年度分全額投入」した試算です。④の昨年度以前の剰余金充当額は県の3分の2投入の52億3,190万8千円に対し、こちらでは既にH30の剰余金74億6,918万7千円を全額投入したとして計算しましたので令和元年度の剰余金全額分の3億7,867万5千円のみとなり、⑤県全体の必要額は1,374億284万8,593円となります。同様に試算しますと⑲県への納付金は19億422万7,486円となり、㉑1人当たり納付金負担額は13万3,005円となります。比較してみますと⑲県納付金では4,611万2,226円、一人当たり納付金負担額では3,221円の増額となり2.4%程増加する計算になります。

続きまして、資料2「来年度(R3)の県負担金から国保税課税必要額の計算」をご覧ください。資料1から医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分の国保事業費納付金額⑩⑭⑱を入れます。その金額に、加算するもの、減算するものをそれぞれ差し引きますと、⑭保険税収納必要額がでます。現在の収納率から94%と想定して割り返すと⑯本来保険税として課税すべき総額がでます。これは軽減前の税額ということになります。ここから歳入として見込める基盤安定繰入金(保険税軽減分)を引くと実際に課税すべき総額⑱となります。医療分と同様に後期高齢者支援分、介護納付金分に計算し、合計したものが一番右下の数字となり、課税必要額の総計15億3,943万7,134円です。あらかじめお送りした運協資料で約15億4千万と仮定しておりましたが、ほぼ同じくらいの数字となりました。

今のところで、ご質問はありますか。

はい。県がもともと3分の1と言っていたところが3分の2入れてくれるっていうことで、もともとの財源は変わらないので前倒しという、多分それぞれ市民の方の負担を少なくするために先に入れる、それについて、よかったかなど。

久世会長
玉置委員

ただ、後々のこと考えていくと、結果最終的には落ち着くところは一緒になってくるのかなというような。ただ今年度においてはそういったところが入ってくれば、多少その、3分の1が3分の2入ってくることになって、少し負担が軽くなるのかなというような印象は受けました。

久世会長

ご質問、ご意見でも大丈夫ですので何かありませんか。これ剰余金は順調に積み上がってるってことでいいですか。なので多少余裕があるから3分の2入れることができたという判断になったのかな。次年度以降のこともあるので、その辺の状況はどうなんでしょう。何か説明があったかどうか、何もない。

河合課長

はい。

久世会長

はい。

河合課長

明瞭な説明はありませんでした。コロナの影響が大きいし、来年は大変だろうということで、去年の我々の議論を、逆に県がしたみたいなき感じになってまして。県は3分の1剰余金を使おうという判断をしたのだそうです。将来的に昨年度の剰余金はここに書いてあります、全額がこの資料1の④の、3億7,867万5千円しかなかったという。初年度に比べると間は詰まってきて、剰余金も少ないが、計算としては、正確になってきたかなあという印象は受けました。ただし来年、先ほど最初に申し上げたとおり、国も県も来年のことは正直ちょっとコロナの影響がどうなるかわからないので見通せないということでもありますので、そういう点では少し不安な点はあるかなあと思いますが、県のいろいろな他の財源を合わせて何とかやっていきたいというようなニュアンスの話があったと思っています。

久世会長

はい。他にご質問はよろしいですかね。では次の議題に移ります。続きましては税率改定の協議を行いたいと思います。協議、議論に先立ちまして、前回玉置議員が要望していた資料を用意していただいています。まず資料3から7について事務局から説明お願いします。

舟橋課長補佐

はい。それでは、資料3「国民健康保険被保険者の加入・離脱の推移」をご覧ください。前回の運協のときに「例年と比べて国保加入者が多くなっているのではないかと、比較が見たい」というお声がありましたので異動の種類別で作成しました。ちょっとみづらくて申し訳ありませんが、9月分までの上半期小計欄で前年度と比較しますと、転入転出は全体的には減、社保離脱は増で社保加入は減っていて全体的には増、出生、死亡はそれほど変動なく、後期高齢者医療への加入は減っていて全体として増となっています。要因別でみるとやはり社保から国保に加入される方が多く、国保から社保へ移られる方は少なくなっていて、いつものように加入者が減ってはいないということになります。

続きまして資料4「税率改訂と激変緩和のシミュレーション検証」をご覧ください。こちらも前回「当初の激変緩和のシミュレーションと現在の税率改訂の比較を」ということでお示しさせていただきました。(1)は平成29年度時の最初のシミュレーションです。当初は激変緩和のため平成30年から令和4年までに年6~7%増する予定で試算しており答申にもそのようになっております。(2)は昨年度の税率改訂時のシミュレーションで、令和元年度は据え置き、令和2年度は県剰余金をすべて受け取ったとして必要額を減額したため4%増税したが、その後5%ずつ令和5年度まで増税していく試算となっています。(3)以降は今後のシミュレーション案ですが、案1は税制改正分減分の0.12%のみ上げるもので、基金の残額を勘案すると令和4年度以降は7.8%上げる必要が出てきます。このためもう少し増とした場合をふたつお示しました。案2は令和3年度課税額を2%増税し

た場合、令和4年度、5年度は6.0%、令和6年度は2.2%の増税が必要になります。また案3は令和3年度1%増税した場合、令和4年度、5年度は6.6%、令和6年度は2.0%の増税となります。

続きまして、資料5「当初シミュレーションと実際の改定及び今後のシミュレーションの比較」ですが、こちらは今お示しした当初のシミュレーションと令和2年度までの現状、そして案1の場合のイメージ図です。県域化に伴い、平成30年度に国保税を6.3%上げました。平成31年度（令和元年度）は当初シミュレーションでは7.6%上げる予定でしたが検証のために税率を据置くことになりました。そして令和2年度では当初シミュレーションでは6.6%上げる予定でしたが、全体として4%の増としました。令和3年度は当初の予定では6.5%上げる予定でしたが、案1の場合ですと基礎控除の10万円引き上げの税制改正分の影響額として試算させていただいた0.12%所得割率増のみとなります。令和4年度は当初シミュレーションでは残りの0.9%を上げさせていただき、県水準に到達する試算になっていましたが、案1の場合だとここから7.8%、令和5年度も7.8%、令和6年度に残りの0.8%をあげさせていただき県水準に到達する計算になります。初めに緩やかな階段だと後の方が段差は大きくなって値上げ幅も大きくなってしまうということがお分かりいただけるかと思います。

資料6「令和3年度保険税率改定(案)」をご覧ください。案1から案3の令和3年度の税率改定案になります。課税区分が医療保険分、後期高齢者支援分、介護分となっております、それぞれが平等割、均等割、所得割、賦課限度額に分かれています。まず表の一番左①は現行の税率で計算したものになります。②は案1基礎課税分の所得割0.12%分のみ増で試算したものです。8月の第3回の運協で賦課限度額を法定限度額まで上げることに同意いただいておりますので、基礎課税分で20,000円上げさせていただいて630,000円、介護納付金分で10,000円上げさせていただいて170,000円としております。案1の場合は総合計で見ますと、平等割が33,120円、均等割が36,480円、所得割は9.78%、賦課限度額は990,000円となります。案2は課税額で1%増額する場合があります。総合計で平等割33,120円、均等割36,480円、所得割9.81%、賦課限度額990,000円となります。この場合は所得割額で0.15%上げる必要があります。案3は課税額で2%増額する場合があります。総合計で平等割33,120円、均等割36,480円、所得割9.96%、賦課限度額990,000円となります。この場合は所得割額で0.30%上げる必要があります。それぞれの案において被保険者数で推計すると課税総額見込は最下段のようになります。

最後に資料7「国民健康保険療養給付費の前年比較」をご覧ください。いつもお示しする月別の医療費の表ですが、8月、9月分まで出ましたので数字が入っております。6月は例の1億越えの特出がありましたが大体3億1,500万から1,600万くらいで落ち着いてきている状態と言えます。前年度比較についても前年より減ではありますが、それほど差は大きくなくなってきている状況です。

税率改定についての資料の説明は以上です。よろしくお願いたします。

そんなに上げ幅の大きい選択肢のあるわけでは今のところなさそう、シミュレーションご覧になっていただいて、大体出てきている数字が、現状が1%ぐらいが2%増というところのシミュレーションを想定して出ている資料なので、今後どうなるかとか、県下どういう医療給付の状況かとかいう資料も今は出てきている。ではどういうふうにしようかということですけど、決定パターンとしては4つ。全く今の現行のままで据え置くのか、それから前回からずっと議論が

久世会長

出てきている税制改正によって減収する分だけ増やす、0.12でしたっけ。0.12ですね、で微増にするのか、それから1%を上げるということにするか、今後のこともちょっと見越して、来年度は2%にしておこうか。概ねこの4つの選択肢かなというところに、まあこれに捕らわれる必要もないので、もっと今見といった方がいいんじゃないかという意見もありはありだと思うんですけど。今までの議論の場合、4つの選択肢があるっていうことです。ではご意見、ご質問をお願いいたします。

玉置委員
久世会長
玉置委員

はい。

はい玉置委員。

いろいろ資料をご用意いただきましてありがとうございます。資料5の、当初のシミュレーションからどうなっているのかっていうことをみると、当初大変だねって6~7%ずっと上げていかないかんねって言いながらも、実質我々いろんな議論をしていきながらですね、据え置きがあったりしても、当初のシミュレーションよりは、よりはというよりも、階段はそれなりに上がってきているが、今年はやっぱりちょっと税制改善の0.12と1%、2%というちょっと開きがそれで多分、出てくるだろうな、0.12だとほとんど変わらない状況で、コロナ禍で収入減というふうに言われてる中では、心情的にはそこかなって思うんですが、今後のことを考えたときに、それでいってしまうと、また、7ぐらいの上げ幅でいかないかんので、どっと後で来るよりも、今年0.12を少し頑張って、1パーセントぐらい上げながら、今後の上げ幅もどんといくんではなくて、多少ならず方が生活していく上では、それがいいのかなと個人的には思います。

久世会長
玉置委員
久世会長
岡委員

1%、2%は。

2%はちょっときつい。やっぱり1%で。

はい。他にご意見は。漠然としたご意見でも全然。

確認の意味でちょっと。税制改正の影響のみということで、0.12%増という、これちょっと説明が僕できないものですから。他人に説明できるようにちょっとレクチャーしてください。

河合課長

はい。先回の資料になりますが、基本的に今皆さん年末調整をやられる方は今回、「あれっ」と思われたと思うんですけど、今年から基礎控除が一律、これまで33万円所得から引いて、そこから税率を計算することが基本でしたが、来年から、収入がものすごく高い方以外は、10万円上がって、43万円引くということができるようになりました。このため、普通の自営の皆さんですと、33万円引いていたのが43万円引けるものですから、所得としては10万円今までよりも低くなりますので、それに税率を掛けますと去年と同じ収入があっても所得が下がるので、皆さんにとっては減税になります。逆に納めていただく側から見ると減収になりますよということになります。

ただ、ちょっとからくりがありまして、年金をもらわれている方は、一旦は43万円に上がるのですが、年金の方は、そこからまた引く年金の控除がありますが、それを逆に10万円下げてしまうので、差し引きでは変わらないこととなりますので、年金収入の方については影響がない、上りも下がりもしないということになります。

もう一つ、給料もらっている大半の方についても同じからくりになっていますので、我々公務員も含めて給与所得の人も影響はない。ということで、結局自営業や農業の方たちにとっては、減税になる仕組みになります。このため、

国保は自営業の方とかが、比較的多いので、そういった方たちの税収として減ってしまう部分を、申し訳ないけどそれは国保のせいではないので、計算させていただいたら所得割を0.12%ちょっと上げさせていただかないと、今と同じ数字になりませんよということで前回提案させていただいたということです。

岡委員

資料5で令和4年度から令和5年度の0.8%の値上げで、最終的になるように、この時の、いわゆる国保の基金がストックしていた金額というのは最終どれだけ、残金としては残る計算になるんですか。

河合課長

すみません。現状でよろしいですか。

岡委員

基金がね、現状っていうか、今のシミュレーションの最後のところで、国保の基金は残高どれくらい。

久世会長

ゼロまではいかんですけど。

河合課長

資料の4でそれぞれ基金の補填合計が書いてありまして。はい、大体5億5~6千万使うという計算になっています。で、現状7億ありますので先回の決算の時に6億2千くらいだったと思いますが、本年度の少し残った部分を改めて基金に積ませていただいていますので、大体7億ほど。

久世会長

基金はゼロになるけど、年度繰越は多少今までずっと出てますよということですか。

河合課長

そういう意味ではなくてですね、決算は、必ず黒字にならないといけないという財務的な規則がありますので、予算の執行上、基金を今年度でいくと3億円。とりあえず崩して入れさせていただいています。3億を入れた結果として、実際8千万か9千万ぐらい残ったものですから、それをちゃんと戻し、実際に使った金額が、2億円ちょっとであるということの前々回報告させていただきました。

久世会長

岡委員のご心配は、令和4年度の時に基金ゼロでは、その年度が大変になるんじゃないかとかということ。

河合課長

結論として、現在7億円あるので、大体5億5千、6千使うということは1億5千万円ぐらいは前々から申し上げているとおり、緊急時のためにとっておくべきだと思っていますので、そこまでしか使えないだろうというという計算のもと、このパーセントの値上げ率を出しますよということ。

久世会長

ここから割り引いて考えている。

河合課長

そうですね。さすがに、すっからかんになったらいけないものですから。当初2億ぐらい残したいと申し上げていましたが、なかなかそこまで残すと増税幅が上がります。それで、苦しいところではありますが、もう5千万ぐらい使って。それでも1億5千万ぐらいは残しておかないとやっぱりいかなという感覚で作らせていただきました。

久世会長

いいですか。

岡委員

はい。

久世会長

じゃあ他にご質問やご意見ありますか。

丸山委員

はい。では意見としてですけど、やっぱり今回悩ましいのはコロナで大変景気が悪くて先行き暗い中で、しかし15%上がるような未来をですね、後々ツケをまわしていいのかっていうところで、悩ましいところなんです。0.12%というのはさすがに将来に負担を大きくするので、やっぱり1%ぐらいは仕方ないのかなという。2%、3%というやっぱりこの時期にですね、ダメージもあるので、私は1%ぐらいが妥当なんじゃないかなと思います。意見として申し上げます。

久世会長
宮本委員

では他に。はい、宮本委員。

すみません、私の協会けんぽのお話になりますが、前回、預貯金の話とかしたと思うんですけど、医療費がかかるとおいとかなきゃいけないという金額が発足当初は5千億ぐらいだったんですけど、今7千から8千億、1兆円くらいあります。今実際3兆4千億、剰余金があるということで、シミュレーションをやったんですけども、通常だと賃金は若干ではあるんですけど上昇がこれまでずっと続いてまして、0.6%ほど伸びてたという、これも試算を出して、統計とかをやってみて、このままいくと、剰余金が増えていくという予定だったんです。しかし今回コロナの影響があって正直、もしかしたら賃金の伸びは全くない可能性があるという想定と、あと合わせて、コロナの影響ってのは正直これまで想像もできないことなんですけど、リーマンショックの時を参考にして計算したんです。今回私どものところで議論になったのは、ちょっと支部（県）によって率がちょっと違うんですけども、全国平均で10%というのが定められてまして、そこを10%に維持するのか、コロナの影響で下げるべきかということなんです。こちらはまだ本部で話し合うことにはなるんですけど各県ごとに今話し合いをして、維持するかどうかという形でいったんですけど、やはりコロナ禍にあったとしても、医療費の伸びというのは、年々上がっています。よく出てくる後期高齢者の支援金っていうのを全体の保険料の中の大体4割ほどあるんですけど、それも年々金額が、今後想定すると後期高齢社会になっていきますので、上がっていく。それをやっていくという話で、想定した結果、10%を維持したとしても、3年後には取り崩しが始まる。5、6年後には続けたとしても、枯渇してしまうという状況にあるということで、今回については愛知は維持という意見にありましたけど、支部によっては、各県によって状況が全く違うので、下げた方がいいんじゃないかという意見もいろいろ出てましたけど、これも全国的な意見を吸い上げて本部が決めるんですけど、なので、実際、国民健康保険の方で実際リーマンショックのときにどういう状態に陥ったのかわかりませんし、逆に今の世の中結構会社がつぶれていたりとかしてですね、うちの方から離脱するとやはり国民健康保険に流れていくのかな。そういったときに、単純に収入が入ってくるもんなのか、逆にマイナスになってしまうのか、そこによってやはり率は上げていかないと、わからないのかなという、正直なところをこの資料で思いました。ですから、これはあくまでこれまでの推移を見て作られたと思うんですけど、ちょっと厳しいこと言うと、このとおりにはいかないのかなと私は思いましたのでご意見させていただきます。

久世会長

ありがとうございます。事務局、リーマンショックの時、どんな感じだったかってわかりますか。なんかあの時だいたい繰入多かったかなっていう気がする。やっぱり厳しかったという状況ですかね。

河合課長

はい。まず収入の面からいくと、この間、前回のところでお示ししましたが今回のコロナで大体1割くらい税収が減るだろうという、市の財政サイドの意見ですが、これはリーマンショックをベースに、（これしか経験がないので）市全体の税収が1割くらい減るのではないかというふうにシミュレーションしたものをお出ししています。国保はそこまではいかないでしょうが、皆さんの所得としてはやはり、数パーセントは減っていくだろうなというふうに思います。

リーマンショックの時は、そちらよりも気になってたのは、ものすごい数の方が国保にお入りになりました。本当にこの会社はもう駄目だったんだという感じで、同じ離職の方が、それこそ山のようにおみえになりまして、国保の加

入者はすごく増えたということです。その時に、国の方で、失業してお入りになった方については、所得も3分の1として保険税を安くする制度ができて今も継続をしています。今回も同じ制度は使えるのかなと思っていますが、そういった感じでした。被保険者が増えて、それだけの税収はあまり、上がりという現象はあったなあという気がします。

久世会長
河合課長
久世会長
河合課長

安く入ることができるその補填分は国から出る。

そうですね。その時は補填がありました。

今はない。

現在も、今回のコロナの減免については100%補てんすると言ってます。緊急性のあるものときは、国は積極的に助けようという意思はあるようです。

ただ加入者は増える。

久世会長
河合課長
久世会長
玉置委員
河合課長

そうですね。

それ現実にやったということですよ。

ちょっと出てきてますね。

出てきてるんで微増。

現在先ほど申し上げたように、何もなければ国保の人は500人ぐらいつ減って5%くらい減っていましたが、先ほどの資料の中に大体減り具合が半分になってるということは要因としては、離職されて入る方が増えているのかなと。

久世会長

ご意見いかがでしょうか。概ね今、現状維持というよりは、1%程度上げたほうがいいんじゃないかというご意見が出てきていますが、被保険者代表の皆さんいかがでしょうか。大体そんな感じと思われませんか。やっぱりちょっと苦しいから現状維持がいいんだと思われませんか。舟橋委員さん、いかがでしょうか。

舟橋委員

ちょっとよくわからないんですけども、後々のことを考えたらこの厳しい状況の中なんですけれども、がんばって1%かなって思います。

久世会長
長野委員

ありがとうございます。他いかがでしょう。

やっぱり、コロナ禍の考えると現状維持がいいと思うが、あまり上がりようにはしてほしいですね。

久世会長
岡委員

岡委員どうでしょう、1%の話でまだご意見が。

悩ましいね。正直言って。医療費が、医療費抑制ですとか、最近の傾向ですと高齢者のコロナ対策もかなり浸透してるんですから、そういうもんで、逆に今年の風邪の流行なんかも少ないとも一部には出ていますので、ちょっと医療費の動向がね、宮本委員さんからちょっと言われたように必ず年々伸びていくというふうにはちょっと思えない面もありますし。事務局サイドは大体いつも安全パイの方にいくから、皆さん、はい。だから悩ましいなと思っています。ただ確かにこの数字見るとね、今までの税率改定で6.3%、4%値上げしたんですけど7.8%なんてやったことないもんですから。今回の税制改正の0.12%だけだったら、7.8%ていうのはちょっと大きな壁だなという思いがありますので、悩ましいなという思いで眺めています。

久世会長
吉田委員

先生方はいかがでしょう。

はい。これシミュレーション見てみますと、いずれにしても毎年上げるような形になっておまして、先ほど皆さん悩んでいると思うんですけども、確か前回の資料の中で愛知県の中では、犬山市は結構負担が少なかったように思うんですけども

久世会長

県下で2番目に安いくらいです。

吉田委員

そうですね。だからその調整分のみでいくと後々のツケが大きくなりそうな感じはします。ただやっぱり少し、コロナ禍ではありますけれども少し増やした方がいいんじゃないかなと思います。

久世会長

他はご意見いかがでしょうか。概ね今若干上げたほうがいいんじゃないかというご意見が大勢でして、議員の方からは1%でどうかという数字が出ているところです。皆さん概ねそこが妥当なラインかなと思われませんか。違うよという方の意見をお願いしたいです。よろしいでしょうか。はい。では、これ決定でいいですか。ちょっとまだ、どうかな。では一度挙手で確認させていただいてよろしいでしょうか。じゃあ次年度の税率改定については、1%増ということで、取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。賛成の方挙手をお願いします。はい。

岡委員

僕は保留で。

久世会長

はい。答申案の作成について、岡委員はまだご意見もあるようですので、そこは含みを持たせつつ、答申案の方に移っていきたいなと思います。ありがとうございます。

河合課長

とりあえず、叩き台ということでお配りしたいと思います。配ってる間に、先ほど医療費がずっと伸びていくかということですがけれども、基本的にはやっぱり、非常に高額な医薬品などのため、一人当たりの医療費は伸びていく、そういうことはおそらく間違いはないというふうには思います。ただ、一方で今おっしゃられたとおり、高齢者の方とかお子さんで、病院行くのを控えてらっしゃる方は少なからずおみえになっており、実際、先ほどの資料でも、高額医療費のところ以外の月とかは、下がってしまいましたので、通院を控えた、というような状況がやっぱりあるんだろうなと思います。ただ総枠には医療費は増えていくし、それこそ、コロナとかのせいで医療費が増えるという状況もあるかもしれないので、今後、例えば不妊治療保険適用になれば、医療費としては上がっていく形になってしまうでしょうし、いろんな要因はあると思います。

これまで、事務局は医療費の心配をして、いくらかかるかわからないので安全策をとってきたのは事実ですが、改革後は、県の納付金というものしかなくて医療費の推計をする必要が我々はなくなりましたので、ある意味、県に、医療費の増減を委ねただけだということにはなりますが、それでも前よりは予測がしやすくなっているの、これまで、皆さんがどうお感じになったかは抜きにして、かなり事務局としては割と正確性が出てきたかなあというふうに思っていますし、毎年大体2億円ぐらい現状で赤字だということもわかってきましたので、あとはこれを特に交付金で埋めていだけなのかなあというふうには感じています。

感想めいてますが、そういった状況です。答申案を今お配りしました。この案はあくまで、先回にもう、0.12%しか上げさせていただけないのではないかなと思って作ったものなので、これをもとに、今の1%増のものの文言を皆さんでご協議をいただきたいというところと、後、先々回でしたか、2回に渡りまして子どもの均等割の検討をして参りましたが、答申本体にはちょっと載せないという結論だったと思いましたので、1から5の中には入れてありませんが、前文の中で、プロセスをお示した方がいいのかなと思って、それを入れさせていただいているということです。後、多少、この1から5の中で、段階的に保険税を上げていかなきゃいけないということは皆さんの議論のなかではっきりしてきたかとは思いましたので、先回よりはちょっと踏み込んだ言い方にもさせて

いただいております。これを叩き台にご協議いただければと思います。

久世会長

それでは5分程度、ちょっと目を通していただいて、そののちにご意見伺いたいと思います。

(答申案精読)

久世会長

皆さん、いかがでしょうか。概ねこれでいいということだったら決定するんですけど、そんなにあせりませんので。ご意見を出していただいて、あくまで叩き台ということで、ご意見いただければ。

岡委員

さっきの取りまとめのときに、ちょっとまだ気持ちの整理がついていなくて皆さんのご意見を聞かせていただきました。今、答申案の文章を読ませていただきました。結果的に1%増というふうにするうえで、歩合を5.70から5.85%にしていくということで、これは均等割、平等割というのは据え置いて賦課限度額は国の基準どおり引き上げるということであれば、コロナ禍の中で、こっちもあっちも負担増かという思いは加入者の中には生まれるでしょうけれども、やむを得ない、次のことを考えたときに。これで、はい。

久世会長

はい。では他にご意見はいかがでしょうか。細かい文言なんかも、概ねこういう形でよろしいですかね。もしご意見ありましたら、まだ時間はあるんで。

河合課長

事務局の方から。さすがにこちらの前文の方で「保険税減収分を補う性格のものでいたずらに負担増を求める趣旨のものではない」というのは、自分もそのとおりだと思っておりますが、ただ現実としては1%上げさせていただきますので、「趣旨のものではない」の後ぐらいに「今後の急激な負担増を回避していくため」という皆さん言い方だったと思いますので、「最低限の増税は必要と判断して1%上げます」みたいな、そのようなことを正直に言った方がよいのかなあと思っております。

久世会長

議論の結果をしっかりと残した方がいいので。

河合課長

そういったような文を入れさせていただいた方がいいかなと思っております。いいですか。そういうふうなプロセスは入れさせていただくということで。後、変わってないとおっしゃいましたが、先々回ぐらいの時に皆さん年内には答申したいよねとおっしゃったような気がしますので。

久世会長

今日ちょっと決定できなければもう1回、12月の半ばぐらいに、集まっていたいで決定だけしたいなということなんですけど、他の先生方もお忙しいでしょうから。できればここで決められればいいなと思います。

岡委員

よければ文章については、正副会長と事務局に一任して、もう一度運協を開くってということじゃなくて、一任するということに進んでもらっていいと私は思っています。

河合課長

もし皆さんのご同意でそうだよということになれば、正副と私どもの間で多少煮詰めさせていただいて、こうなりましたというのを書面で送りをして、もし特にご意見があったらみたいな感じでやりとりをさせていただいて、一応今、先走ってますがもし、答申をするんで、会長が市長と会ってやりとりをするということでちょっと12月25日しかも空いていないみたいで。まだ1か月ありますが、会長が書面送付でもよいといわれればそのようにさせていただきますけども。

久世会長

答申ね。まあやれることはやったほうがいいと思いますが、市長もお忙しいでしょうから、市長のご都合があれば。

河合課長 今見てみたら25日ならぎりぎりですが年内予定が空いていましたので、正副会長といつも被保険者代表1人その時、来ていただいていますのでまた。去年は榊原委員さんだったので順番で行くと次は舟橋委員さんかな。もし、年内になると25日になりますが、会長の方でまとめていただいて。

久世会長 今、岡委員からの提案がありましたように、細かい文言調整については、我々正副会長と事務局に一任していただいているということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。ではそうさせていただきます。答申の日も12月25日を目途にして予定をしておきたいと思います。次回の協議会の開催日は大体2月ぐらいですね。

河合課長 そうですね。1回、12月年内がこれで無くなりましたので、次回はもう報告ばかりですが、県の本算定の会議が多分、1月の下旬にあります。まあ、非常に金額が変わっても、もうこれ以上変えることができないので仕方がないんですが、こうであったよというご報告をすることと、最終的に答申がこうだったということを経理の方から報告いただいて、今年度は皆さん大変お疲れ様でしたという感じになるかと。

久世会長 はい。

宮本委員 時間をちょっと2時にお願いしたいのですが。1時半だとちょっと私、1時間ぐらいかけて来てるので。

河合課長 いつもですとちょっと議論が長引くと先生方の終わりが決まっていますが、多分次回はそれほど時間がかからないと思いますので。

宮本委員 今後はできたらと。

河合課長 2時でいいですか。はい。時間は2時ということで。2月の、桑原先生が第4の水曜日は医師会の定例会が入っていらっしゃるそうなので、来年のことになりますけど、2月3日か10日ぐらいなのかなという感じです。

久世会長 3日のご都合の悪い方は。いいですか。

河合課長 2月3日(水)で午後2時から、第6回ですね。今年度、最後ですね。

久世会長 はい。ありがとうございます。では本日の議題について終了ということで、ご協力ありがとうございました。では最後に部長から一言。

吉野健康福祉部長 はい。皆さんどうもありがとうございました。毎年ですね、大変な審議をしていただく会ということで、この中で来年度の保険税率もほぼ、概ね将来を考えて、特別会計だけでなく、今後に備えるという形で答申していただくということで市の方としても答申に従って税率改定の方はこのパーセントで、ぜひ進めていきたいなというふうに思います。また来年度も大変な作業なるかもしれませんが、また、よろしくお願ひしたいと思います。また皆さん、これから年末にかけてですね、先ほどからお話もありましたがコロナがちょっと増えてきてる、感染者が増えてきているということがございますが、経済を回していかないといけないということもありますので、個人個人がちょっと注意していただくような形になろうかとは思っています。年末、もしかして飲む機会も増えるかもしれませんが少人数でマスクをつけながら、ここはもう自分で注意していただきたいと思っておりますので、その辺、気をつけていただいて、また来年2月に皆さん笑顔で会えるような形でお過ごしいただければと思います。どうもありがとうございました。

河合課長 ありがとうございます。気を付けてお帰りください。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

 (原本に 久世 高裕 署名)

署名

 (原本に 原 宏太郎 署名)

署名

 (原本に 舟橋 尚女 署名)